

明治十九年勅令

メートル条約

明治八年(西曆千八百七十五年) 仏蘭西国バ
リ府ニ於テ独逸国外十六箇国ノ間ニ締結セルメ
ートル条約訳文

日耳曼皇帝陛下、澳地利洪葛利皇帝陛下、白
耳義皇帝陛下、伯西兒皇帝陛下、亜然的音共和
国大統領閣下、丁抹皇帝陛下、西班牙皇帝陛
下、亜米利加合衆国大統領閣下、仏蘭西共和国
大統領閣下、伊太利皇帝陛下、白露共和国大統
領閣下、葡萄牙亞爾加揮皇帝陛下、露西亞皇帝
陛下、瑞典那威皇帝陛下、瑞西聯邦大統領閣
下、土耳其皇帝陛下及ウエネズエラ共和国大統
領閣下ハメートル法ヲ万国ニ施行シ且之ヲシテ
完全ナラシメンコトヲ冀望シ之カ為メ条約ヲ締
結センコトニ決定シ各其全權委員ヲ任命スルコ
ト左ノ如シ

日耳曼皇帝陛下ハバ里府駐在同国特命全權大
使、普魯西赤鷲勳章及バヴェール、サン、ユ
ペール勳章ノグラン、クロアー、プランス、
ド、ホヘンローフ、シルリンヒュルスト氏

澳地利洪葛利皇帝陛下ハバ里府駐在同国特命全
權大使、現侍從兼枢密顧問、金羊毛勳章ノシユ
ヴハリエ並洪葛利サン、エチエンス勳章及レオ
ポール勳章ノグラン、クロアー、コント、アツ
ポニー氏

白耳義皇帝陛下ハバ里府駐在同国特命全權公使
レオポール勳章ノグラン、ヲフヒシエ及レジョ
ン、ドノール勳章ノグラン、ヲフヒシエ、パロ
ン、ベイヤン氏

伯西兒皇帝陛下ハバ里府駐在同国特命全權公
使、宮中顧問、クリスト勳章ノコンマンドー
ル、及レジョン、ドノール勳章ノグラン、ヲフ
ヒシエ、貴族ウキコント、ヂタジユバ、マルコ
ー、アントニヨ、ダロージヨ氏

亜然的音共和国大統領閣下ハバ里府駐在同国特
命全權公使バルカルス氏

丁抹皇帝陛下ハバ里府駐在同国特命全權公使、
ダヌブログ勳章ノグラン、クロアー、及同勳章
ノクロアー、ドノール並レジョン、ドノール、
勳章ノグラン、オフヒシエ、コント、ド、モル
トツケ、ウキツツフェルド氏

西班牙皇帝陛下ハバ里府駐在同国特命全權公
使、金羊毛勳章ノシユヴハリエ及レジョン、ド
ノール、勳章ノグラン、クロアー一等貴族ウキ
コント、ド、ロカモラ、マルキー、ド、モレ
ン、ドン、マリヤノー、ロカ、ド、ドゴール氏

及西班牙国地理統計学士院長理学会院會員イザ
ベール、ラ、カトリック勳章ノグラン、クロア
ー將官イバネー氏
亜米利加合衆国大統領閣下ハバ里府駐在同国特
命全權公使エリユー、ベンジヤメン、ウワシユ
ビユルヌ氏

仏蘭西共和国大統領閣下ハ外務卿、国会議員、
レジョン、ドノール勳章ノコンマンドー、ヂ
ユツク、デカーズ氏農商務卿、国会議員ウキコ
ント、ド、モー氏及前卿、理学会院常置書記レ
ジョン、ドノール勳章ノグラン、クロアー、ヂ
ユマー氏

伊太利皇帝陛下ハバ里府駐在同国特命全權公
使、サン、モリーリス、エー、ラザール勳章及
伊太利王冠勳章ノシユヴハリエ、グラン、クロ
アー並レジョン、ドノール勳章ノグラン、ヲフ
ヒシエ、シユヴハリエ、コンスタンテン、ニグ
ラ氏

白露共和国大統領閣下ハバ里府駐在同国特命全
權公使ペドロ、ガルウエーズ氏及前特命全權公
使フランシスコ、ド、リヴェロ氏

葡萄牙亞爾加揮皇帝陛下ハバ里府駐在同国特命
全權公使、サン、ジヤツク勳章ノグラン、クロ
アー、及葡萄牙ツール、エ、レペー勳章ノシユ
ヴハリエ貴族ジヨセ、ダ、シルヴハ、メンド、
レアル氏

露西亞皇帝陛下ハバ里府駐在同国大使館顧問、現參
事院議官露國サント、アンヌ第一等サン、スタ
ニスラス第一等サン、ウラジミール第三等勳章
ノシユヴハリエ及レジョン、ドノール勳章ノコ
ンマンドー、グレゴアール、ヨクレーツツフ氏

瑞典那威皇帝陛下ハバ里府駐在同国特命全權公
使、瑞典北極星及那威サン、ヲラフ勳章ノグラ
ン、クロアー並レジョン、ドノール勳章ノグラ
ン、ヲフヒシエ、パロン、アデルス、ウアー
ド氏

瑞西聯邦大統領閣下ハバ里府駐在同聯邦特命全
權公使ジャン、コンラード、ケルヌ氏

土耳其皇帝陛下ハ參謀中佐フスマニエ第四等勳
章及メジチエ第五等勳章並レジョン、ドノール
勳章ノオフヒシエ、ヒュスニー、ペー氏

ウエネズエラ共和国大統領閣下ハ学士エリゼ
ヲ、アコスタ氏

右全權委員ハ互ニ委任ノ書ヲ示シ其善良適當
ナルヲ認メ以テ左ノ条々ヲ議定ス

第一条 締約諸国ハ共同ノ費用ヲ以テ度量衡万国
中央局ヲ設立維持シ巴厘府ニ之ヲ常置シテ以テ
學術上ノ事ヲ司トラシムヘシ

第二条 仏国政府ハ本条約附録ノ規則ヲ以テ定メ
タル条規ニ隨ヒ専ラ右目的ニ供スヘキ家屋ノ買
入若クハ建築ヲ容易ナラシムルニ必要ナル処置
ヲナスヘシ

第三条 万国中央局ハ總度量衡万国委員會ノ指
揮監督ヲ受ケテ事務ヲ取扱フヘシ但該委員會ハ
締約各国政府ノ委員ヲ以テ組織スル度量衡總會
ノ支配ヲ受クヘキモノトス

第四条 度量衡總會議長ノ任ハ巴厘理学会院現
職院長ニ委嘱スルモノトス

第五条 中央局ノ組織並度量衡万国委員會及度量
衡總會ノ組成權限ハ本条約附録ノ規則ニ於テ之
ヲ規定スヘシ

第六条 度量衡万国中央局ハ左ノ事務ヲ担任ス
ヘシ

第一 新製メートル及キログラム原器ノ比
較監査ニ関スル事

第二 万国原器ノ保存

第三 定期ヲ以テ各国複製原器ヲ万国原器及
其擬製品ト比較シ且各国標準寒暖計ヲ比較
スル事

第四 新製原器ヲ以テ各国及ヒ學術上ニ於テ
使用スル所ノ度量衡原器ニシテメートル法ニ
基キサルモノニ比較スル事

第五 測地用ノ尺度ヲメートル原器ニ照準シ
テ之ヲ比較スル事

第六 政府学術協會美術家又ハ学士ノ囑托ニ
応シ諸原器及確正尺度ヲ比較監査スル事

第七條 委員會ニ於テ電氣單位ニ關スル値ノ統合
ノ事業ニ著手シタル後且總會ニ於テ該事項ニ
付全会一致ヲ以テ決定シタルトキハ中央局ハ電
氣單位ノ原器及其擬製品ノ設定及保存並右原器
ト各国原器及其他ノ精密原器トノ比較ヲ担任
スヘシ

中央局ハ又物理的定數ニ關スル決定ヲ担任ス
右定數ヲ一層正確ニ知ルトキハ前記(第六條及
第七條第一項)單位ニ關スル範圍内ニ於ケル正
確ノ度ヲ増加シ且其統一ヲ最確實ナラシムルコ
トヲ得ルモノトス

中央局ハ又他ノ学会ニ於テ為サレタル同様ノ
決定ヲ統合スル事業ヲ担任ス

第八條 万国原器及其擬製品ハ中央局内ニ之ヲ保
管シ右保管ノ場所ニ接近スルコトハ専ラ万国委
員會ニ留保セラル

第九條 度量衡万国中央局ノ構造創設費並其維持
ニ要スル毎年ノ經費及万国委員會ノ經費等ハ凡
テ締約各国ノ支出金ヲ以テ之ヲ支弁スヘシ但其

支出金額ハ締約各国現時ノ人口ニ基キ調製シタ
ル割合表ニ準拠シ之ヲ定ムヘキモノトス

第十條 締約各国ハ其支出金額ヲ毎歳ノ初メ仏国
外務省ヲ經由シテ巴厘府金所へ払込ムヘシ右金
額ハ入用ノ都度中央局長ノ証券ヲ以テ該貯金所
ヨリ之ヲ請取ルヘキモノトス

第十一條 本条約ニ加盟スルノ權ハ各邦国ニ許
スルニ付之ヲ行ハントスル政府ハ割賦ノ支出金
ヲ払入ルヘシ其金額ハ第九條ニ記載ノ基礎ニ依
リ万国委員會ニ於テ之ヲ定ムヘシ且右支出金ハ
本局學術上ニ關スル器具材料ノ改良ニ充ツヘキ
モノトス

第十二條 締約各国ノ經驗ニ依リ本条約ニ修正
加フルコトヲ有益ト認メタルトキハ協議一致ノ
上之ヲ為スルノ權アルモノトス

第十三條 十二箇年ノ期限ヲ經過シタル後締約各
国ハ本条約ヲ解脫スルコトヲ得ヘシ

自己ノ權利ニ依リ本条約ノ聯合ヲ脱セント欲
スル政府ハ該期限ノ了スル一年前ニ其旨ヲ告
知スヘシ然ルトキハ万国原器及中央局ニ付テ總
テノ共同所有權ヲ放棄シタルモノトス

第十四條 本条約ハ各国有特ノ憲法ニ從ヒ之ヲ批
准シ巴厘府ニ於テ六箇月内若クハ成ルヘク速ニ
其批准書ヲ交換スヘシ而シテ本条約ハ千八百七
十六年一月一日ヨリ之ヲ実行スヘキモノトス
右確証ノ為メ各国ノ全權委員各茲ニ記名スル
モノナリ

千八百七十五年五月二十日巴厘府ニ於テ作ル
ホヘンローフ

アツポニー

ベイヤン

ウキコント、ヂタジユバ

エム、バルカルス

エル、モルトツケ、ウキツツフェルド

マルキー、ド、モレン

エ、ペー、ウワシユビユルヌ

デカーズ

セー、ド、モー

ヂユマー

ニグラ

ペー、ガルウエーズ

フランシスコ、ド、リヴェロ

ジヨセ、ダ、シルヴハ、メンド、レアル

ヨクレーツツ

アデルスウアー

ド、モレ

ケルヌ

ヒュスニ
エ、ア
コス
タ
